

雪下ろしの前に利用登録が必要です。

事前登録がない場合は助成ができませんので、  
ご注意ください。

## 雪下ろし費用助成

対象世帯	市内に住民登録があり、市民税が非課税(生活保護受給世帯を除く)で、親族またはボランティアなどの援助を受けることができない世帯のうち、次のいずれかに該当する方で構成される世帯 ① 65歳以上の方 ② 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども ③ ②に該当する子どもと同居している、配偶者のいない女性 ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ⑤ ①～④の要件に準ずると認められる方
助成対象	自宅住居の雪下ろし、及びこれに伴う自宅周りの除排雪にかかる費用 ※自宅住居以外の建物(離れの小屋など)や居住していない家屋(空き家、施設入所中で在宅生活の見込みがない場合など)の雪下ろし等は対象となりません。
助成額	1回につき、雪下ろし等にかかった費用の半額を助成 (上限 15,000円)
助成回数	1世帯当たり3回まで
対象期間	令和5年12月1日(金)～令和6年3月31日(日)
事前登録 申込期限	令和6年2月29日(木) ※雪下ろしの前に申請してください。

### 雪下ろし費用助成 の流れ



- ①市へ利用登録の申請をします
- ②助成金の請求書が届きます
- ③雪下ろしをしてもらいます  
(※業者の紹介等はできません)
- ④代金を支払い、領収書をもらいます
- ⑤ ②で届いた請求書に、④でもらった領収書を添付し、市へ請求します
- ⑥市から助成金をお支払いします

#### ■申込み

利用を希望するサービスの申請書を、下記の申請受付先へご提出ください。

#### ■申請受付・問合せ先

- 湯沢市役所本庁舎1階  
長寿福祉課高齢福祉班  
TEL:73-2123(直通)
- 稲川、雄勝、皆瀬  
の各総合支所